

令和元年度
第6回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和元年9月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和元年度第6回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和元年9月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和元年9月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年9月25日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和元年9月25日 13時47分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	△	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

遅延：議席番号9 菊田健生 13：14 着席 第1号議案より出席

議事録署名委員	議席番号 10番	中村 一彦	議席番号 11番	藤村 勇三
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（立花事務局長補佐）

定刻になりました。御起立をお願いします。相互に礼をお願いします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

農業委員会憲章の唱和は「第2回農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議」で行うため、今回の総会では行いません。

本日、欠席となった委員の報告をいたします。総会資料2ページをお願いいたします。現在のところではございますが、議席番号9番 菊田健生 委員、所用のため遅れての出席になると連絡を受けてございます。以上、現在のところ、17名の出席となっております。本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは、進行よろしく願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から令和元年度八幡平市農業委員会第6回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には10番 中村一彦 委員と11番 藤村勇三 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第6回総会の会期についてお諮りいたします。

第6回総会の会期は令和元年9月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第6回総会の会期は、令和元年9月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第6回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、令和元年度第6回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開きください。

始めに報告及び連絡となります。次第のとおり2項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和元年9月以降の主な会議・行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

2項目め。令和元年度「農地の日」の活動報告についてとなります。関係する質疑内容と回答内容を記載しておりますが、改めまして本日の第2回委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。6項目の協議を行いました。協議内容の概要説明を致します。次のページの左上、4協議事項となります。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間についてとなります。協議を行った結果、10月10日（木）午前9時に決定となりました。

2項目め。令和元年度第6回総会についてとなります。本日の第6回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定についてとなります。現地調査編成等の内容について協議を行い事務局案のとおり決定されましたが、改めまして本日の第2回委員合同会議の協議事項で農業委員及び推進委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

4項目め。先進地視察研修についてとなります。実施要領案、旅程、今後の進め方等について協議を行い、事務局案のとおり決定されましたが、改めて本日の第6回農業委員会協議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

また、第6回農業委員会協議で農業委員の皆様からご決定をいただけましたらば、本日の第2回委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より推進委員の皆様にご協議をいただく事としております。次のページとなります。続きとなります。

5項目め。農業委員会に要請された各種行事への出席に関する対応についてとなります。現在、各種行事への出席は会長が主体となり出席をしておりますが、全ての行事に出席できない恐れが生じたため、その対応について協議を行ったものです。事務局案のとおり決定されましたが、改めまして本日の第6回農業委員会協議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

6項目め。令和元年度岩手県農業委員会大会についてとなります。本来であれば農業委員の皆様と参加についての協議を行うところでしたが、開催までの日程上の都合から9月10日に行われまして「第6回運営委員会」で参加の決定をいただき、9月11日付けの文書で農業委員及び推進委

員の皆様にご通知をいたしたところです。

続きまして、5情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。次のページの左上、5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等は無く、事務局から1件、報告を行いました。内容について改めて、本日の第2回委員合同会議の情報提供等で事務局より報告を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和元年度第6回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年9月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「令和元年度第6回の運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法に関する業務報告を行います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の8ページをご覧ください。

令和元年8月23日から令和元年9月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から5) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。次に、6) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は9月17日の火曜日でございます。11件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、2番委員 日戸重雄委員、9番委員 菊田健生 委員、11番委員 藤村勇三 委員の3名でございます。また、事務局からは古川忠彦主事、高橋主事の2名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問がある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

議案の説明の前に、一部修正があります。2 ページの申請番号 1、土地の所在地が、松尾寄木第 17 地割となっていますが、正しくは第 11 地割ですので修正をお願いします、また、3 ページの整理番号 1、松尾寄木第 11 地割 345、現況地目が田となっていますが、畑に修正願います。

繰り返します。2 ページの申請番号 1、土地の所在地が、松尾寄木第 17 地割となっていますが、正しくは第 11 地割ですので修正をお願いします、また、3 ページの整理番号 1、松尾寄木第 11 地割 345、現況地目が田となっていますが、畑に修正願います。

それでは、議案説明に入ります。

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件となっております。

申請番号 1、松尾寄木第 11 地割 345、田、770 m²を含む 8 筆 5,103 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 2、堀切第 1 地割 10 番地 84-3、畑、10,052 m²を含む 7 筆 37,513 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は、譲受人が持ち分 2/7、譲渡人ほか 4 名が持ち分 1/7 ずつを所有する、共有名義となっている農地で、これまで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については 3 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願います。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 2 番 日戸重雄 委員に願います。

2 番（日戸委員）

はい、2 番 日戸重雄です。報告いたします。

申請番号1番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約2.5kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地ですが、権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約1.9kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

6ページをご覧ください。今月は1件の申請が出されております。

申請番号1、平館第9地割34-1、田、48㎡です。こちらは、申請地を譲受人に贈与するため令和元年8月23日付けで許可を得たものになります。しかし、許可後に譲受人が体調不良になり、贈与財産を見直しするため、農地法第3条の許可を取消したいというものです。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『異議なし』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1番と2番は申請人及び申請事業内容が同一の為、一括で説明させていただきます。

申請番号1、松尾寄木第11地割640、田、833㎡を含む3筆2,782㎡でございます。申請番号2、松尾寄木第11地割662-1、田、457㎡を含む7筆6,513㎡でございます。転用の目的は、使用貸借権設定による砂利採取で2年間の一時転用となっております。申請番号2は未相続地の為、相続人の同意書が添付されております。なお、岩手県盛岡広域振興局農政部農業振興室農政推進課より一時転用に限り、未相続地は相続人の同意書で転用申請は可能との回答を得ております。

申請番号3、田頭第17地割42-1、田、438㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号4、大更第21地割124-1、畑、86㎡でございます。転用の目的は、売買による駐車場の敷設となっております。内容は、駐車場が4台分計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番と2番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあたっては許可が認められております。

申請番号3は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続することが確認されております。

申請番号4は、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断されます。例外規定ですが、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号2番 日戸重雄 委員にお願いします。

2番（日戸委員）

はい、報告いたします。2番の日戸重雄です。

申請番号1番と2番ですが、関連がありますので一括で説明いたします。

申請番号1番と2番の位置は、寄木小学校から西へ約3kmの地点です。転用の目的は、砂利採取で2年間の一時転用です。現況は、田で自己保全管理されておりましたが、砂利採取後は田に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農用地区域内の農地となりますが、3年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号3番ですが、位置は、田頭小学校から西へ約1kmの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、通勤通学等の利便性が良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号4番ですが、位置は、大更小学校から北へ約200mの地点です。転用の目的は、駐車場の敷設です。現況は、畑で野菜を作付けしていた農地です。申請土地は、自宅の隣地で駐車場が足りない為、選定したとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は5件となっております。関係資料の3ページと4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号1、大更第34地割183-2、田、63㎡でございます。現況は、資材置場として利用されておりました。

申請番号2、松尾第12地割139、田、104㎡でございます。現況は、不耕作が続き、原野化しておりました。

申請番号3、松尾第13地割37、畑、1,785㎡を含む3筆4,478㎡でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

申請番号4、寺志田178-2、畑、4,744㎡を含む2筆5,599㎡でございます。現況は、製材事務所及び資材置場として利用されておりました。

申請番号5、湯の沢88-3、畑、2,833㎡でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 日戸重雄 委員にお願いします。

2番（日戸委員）

はい、2番の日戸重雄です。報告します。

申請番号1番の位置は、西根総合支所から東へ約1.1kmの地点です。現況は、資材置場として使用されておりました。申請地は、圃場整備事業の残地で耕作しなくなり、農地法の許可が必要なことを知らずに、昭和59年頃から資材置場として利用していたとのことです。

申請番号2番と3番の件ですが、申請人が同一のため一括して報告いたします。

申請番号2番の位置は、JR松尾八幡平駅から東へ約500mの地点です。現況は、原野化しており、申請地は、国道282号線の改良工事で進入路が無くなり、トラクターなどが入れず昭和40年頃から不耕作となり原野化してしまったとのことです。

申請番号3番の位置は、JR松尾八幡平駅から半径へ約1.2kmに点在しております。現況は、山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、平成元年頃から不耕作となり周囲と同様に山林化してしまったとのことでした。

申請番号4番の位置は、JR荒屋新町駅から南へ約1.1kmの地点です。現況は、製材事務所及び資材置場として使用されておりました。申請地は、申請人の亡くなった父が農地法の許可が必要なことを知らずに、昭和36年頃から製材業者に土地を貸していたとのことでした。

申請番号5番の位置は、安代インターチェンジから東へ約1.7kmの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、昭和53年頃から不耕作となり農地法の許可が必要なことを知らずに植林してしまったとのことでした。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすること

に決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

16ページをご覧ください。今月の申請は、17件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、田頭第8地割195、田、1,174㎡を含む3筆7,179㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号2、荒木田第11地割9、田、1,800㎡を含む2筆2,921㎡です。申請番号3、西根寺田第18地割31、畑、6,160㎡です。申請番号4、帷子第8地割43、畑、3,604㎡を含む3筆5,596㎡です。申請番号5、上関第3地割35-1、田、1,959㎡を含む3筆、3,919㎡です。申請番号6、荒木田第8地割50-1、畑、7,705㎡です。申請番号7、荒木田第11地割35-1、田、1,095㎡を含む3筆4,411㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号8、荒木田第12地割42-1、畑、7,439㎡です。

次に、所有権の移転です。

申請番号9、松尾寄木第9地割300、田、1,022㎡を含む17筆35,317㎡です。申請番号10、大更第38地割153-1、畑、18,697㎡を含む3筆22,735㎡です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号11、田頭第25地割93、田、946㎡を含む6筆9,452㎡です。申請番号12、荒木田第10地割123-1、田、2,161㎡です。申請番号13、大更第11地割279、田、2,741㎡を含む6筆14,967㎡です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号14、西根寺田第19地割17-1、畑、4,169㎡を含む14筆50,928㎡です。申請番号15、荒木田第3地割23-1、畑、6,424㎡を含む7筆26,980㎡です。申請番号16、野駄第4地割262-1、田、1,589㎡です。申請番号17、松尾第26地割114、田、1,385㎡を含む10筆16,498㎡です。

申請地の明細については、19ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案24ページをご覧ください。

八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は6件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1、田頭第25地割93、田、946㎡を含む6筆9,452㎡です。申請番号2、荒木田第10地割123-1、田、2,161㎡です。申請番号3、大更第11地割279、田、2,741㎡を含む6筆14,967㎡です。申請番号4、西根寺田第19地割17-1、畑、4,169㎡を含む14筆50,928㎡です。申請番号5、荒木田第3地割23-1、畑、6,424㎡を含む7筆26,980㎡です。申請番号6、野駄第4地割262-1、田、1,589㎡を含む11筆18,087㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしく願います。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長 (山本会長)

次に、議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (根守農地調整係長)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の28ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、貸付のあっせんが2件です。

申請番号1、五日市150-1、田、857㎡です。

申請番号2、五日市150-2、田、808㎡を含む2筆1,192㎡です。

申請地の明細については、同じページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。申請番号1番2番の農地は一体的に耕作されているため、一括で説明いたします。

関係資料の38ページをお開きください。位置は、安代インターチェンジから北へ約1.2kmとなります。申請地は貸借により昨年までそばを作付けしておりましたが、春先に相手方より返されたため自己保全管理をしている農地です。自宅から少し離れており作業効率が悪く、農業を後継する者がいないため、あっせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の5ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適正化あっせん事業実施要領4に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本件あっせん農地は、安代地区の属地となりますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいかと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、藤村 委員。

11 番（藤村委員）

議席番号11番の藤村勇三です。

申請番号1番、2番ですが、あっせん農地は安代地区の属地となりますので、申請番号1番、2番ともに、議席番号3番 小山田和義 委員と議席番号6番 大森直子 委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供をいただきたいと思ます。以上です。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番並びに2番ともに、安代地区、3番 小山田和義 委員、6番 大森直子 委員を指名いたします。

議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のように決定いたしました。他の委員におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

6 閉会（13時47分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第6回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（立花事務局長補佐）

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

お疲れ様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年10月25日

会 長 _____

10 番 委 員 _____

11 番 委 員 _____

令和元年度

第6回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年9月25日（水）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第6回運営委員会報告
- (2) 農地法に関する業務報告

5 議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第2号 農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

6 閉 会